

本報告では、近現代の家族法を中心に、国家が想定する家族像と国家による家族の介入のありように関して、その歴史的变化について報告を行う。

周知の通り、日本近代においては1898年にいわゆる明治民法が施行され、1947年には改正民法が施行された。明治民法は戸主を中心とした「家」を基盤とした家族法であり、改正民法は「家」を解体したものであった。先行研究では、家族法を始めとする家族の歴史的性格を把握する理論として、大きく言って二つの論理が提示されてきた。一つは川島武宜に代表されるような、日本社会の前近代性の典型として家族を理解する流れである。前近代論では、個人の意思に基づいて形成される単婚小家族を通例の近代の家族と理解した上で、近代日本は「家」を家族単位にしている点を強調し、戦後の家族法でもこうした性格が残存したと理解している。もうひとつは、近現代における家族の特徴を性別役割分業に基づく〈近代家族〉として理解し、労働力と国民の再生産の単位として把握する近代家族論である。そこでは国家は〈近代家族〉を強制するものとされている。近代家族法における家父長への権限の集中という点では、先進資本主義諸国の家族法と同様に、明治民法の「家」も戦後の家族もいずれも〈近代家族〉であるとして、前近代論を批判する。

近代家族論による前近代論批判は、明治民法の近代性を強調した点で、報告者と視角を同じくするが、未だ検討は不十分と言わざるを得ない。というのは、第一に、明治民法の「家」の単位は他の先進資本主義国における近代家族法には存在せず、前近代論はまさにこの点を問題にしていたからである。明治民法の近代性を重視する先行研究では、「家」が近代の原理である個人財産主義と矛盾を来さないように改変されたことや「家」が単婚小家族と同じく国民と労働力の再生産単位であるとは指摘されているが、近代的観点から前近代論を批判するのであれば、なぜ日本が単婚小家族だけではなく、特殊に「家」も家族単位として採用したのかということも、近代の論理から明らかにする必要がある。第二に、近現代の家族法や家族政策の論理は歴史的に変化してきており、近代家族論のように国家による〈近代家族〉の追求というだけではその変化は把握できないからである。家族像という点で言えば、近代において差別的な地位におかれていた女性の地位の平等化は〈近代家族〉の相対化の論理を含んでいる。また、近代国家の家族への介入の方法はおおむね家族法による権利義務関係の設定に限定されてきたが、20世紀以降は権利義務関係の設定に加えて、家事調停、養子制度に対する司法や行政の関与など家族法関連領域の拡大、家族政策での家族への関与など、その方法と領域が変化してきている。本報告では、以上の問題意識を踏まえて、近現代における国家と家族の関係の論理と変化を明らかにしたい。